

学生支援を巡る状況について (就職指導)

令和4年6月22日

高等教育局学生·留学生課





別冊

新規大学等卒業予定者※の就職・採用活動開始時期について

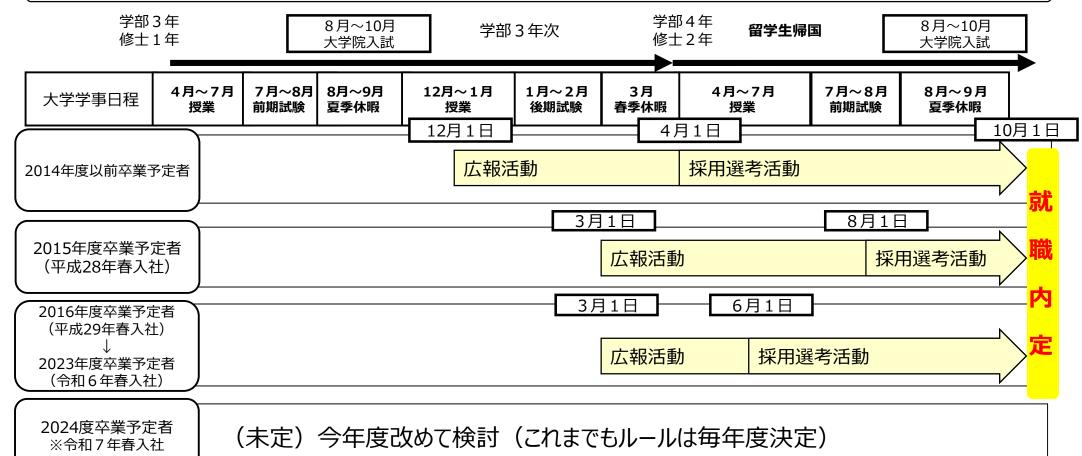
就職・採用活動と学業を巡る問題

※4年生大学のほか、大学院(修士)、短大、高専を含む

- ○就職活動が大学の授業・試験期間と重複 ⇒ 学生の成長が最も期待される学部3年次の教育に支障。
- ○海外留学する学生が減少 ⇒就職活動の時期を逸する可能性があることが阻害要因の一つとして挙げられている。

学生の学修時間や留学等の多様な経験を得る機会を確保し、大学等において社会の求める人材を育成するための環境を整備。

【2015(平成27)年度卒業予定者】 <mark>就職・採用活動時期を後ろ倒し</mark> (広報活動開始<u>3月1日</u>以降、採用選考活動開始<u>8月1日</u>以降) 【2016(平成28)年度卒業予定者】 <mark>採用選考活動開始時期を微調整</mark> (広報活動開始3月1日以降、採用選考活動開始<u>6月1日以降</u>) 【2017(平成29)年度~2023(令和5)年度卒業予定者】 前年度の日程を維持



※ 広報活動(会社説明会など)

:採用を目的とした情報を学生に対して発信する活動。採用のための実質的な選考とならない活動。

※ 採用選考活動(採用面接など):採用のための実質的な選考を行う活動。採用のために参加が必須となる活動。

大学等卒業者の就職(内定)状況調査について



概要

調査実施主体 : 文部科学省、厚生労働省

統計調査区分 : 統計法による一般統計調査(抽出) (総務省承認)

調査開始年度 : 平成8年度

調査実施時期:年4回(10月、12月、2月、4月)

※各調査実施の翌月に公表、卒業時となる年度末に実施する調査結果は就職率として公表

調 査 対 象 : 大学(学部)、短大、高専及び専修学校(専門課程)の卒業(予定)者

調 査 対 象 数:112校 6,250人(※回収率100%)

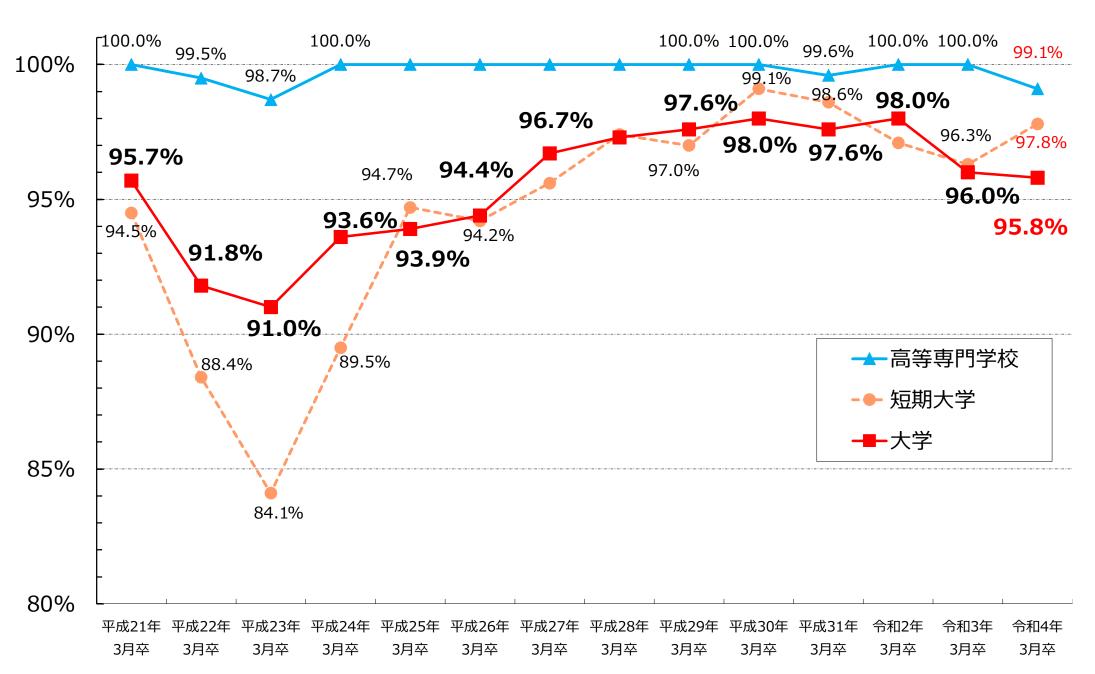
公表 データ:就職希望者に占める就職(内定)者数の割合

令和3年度の調査結果(令和4年4月1日現在)※令和4年5月20日公表

		+1/174/1 × +0 +-		±1,574b-+-		く参	考>
区	☑ 分 │ 就職希望率 │ 就職率 		举	前年度の就職率 (R3.4.1現在)			
大学(学部)		76.1%(0	.1)	95.8%(▲0.2)		96.0%	
うち	国公立 私 立	56.8%(C).3)	96.1%(0.2)	95	5.9%
		85.7%(C).1)	95.6%(▲ 0.5)	96	5.1%
短期大学		79.0%(C	(8.0	97.8%(1.5)	96	5.3%
高等専門学校		54.0%(▲	6.3)	99.1%(▲0.9)	100	0.0%
計		74.9%(▲	0.2)	96.1%(▲0.2)	96	5.3%

学生の就職率は前年度に比べ 0.2ポイント低下 引き続き注視が必要。

【参考】学生の就職率の推移(就職状況調査の結果より)



学生の職業選択を妨げる行為一いわゆる「オワハラ」について一



概要

- ○企業が人材確保に熱心になるあまり、就活中の学生に対して、次のような行う行為を行うことがあります。
- ・自社の内々定と引き替えに就職活動の終了を強要するなど、職業選択の自由を妨げる行為
- ・学生の意思に反して就職活動の終了を強要するハラスメント的な行為
 - ⇒正式な内定日は10月以降とすることを要請しているため、正式な内定前に内定承諾書や 誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を要求することなどは控える必要がある。

具体的な事例

- ◆面接担当者の目の前で、他社に就職活動の辞退を電話させたり、メールを送るよう強要された。
- ◆内定を受諾する書類の提出を求められ、すぐに提出しないと内々定を取り消すと言われた。
- ◆内々定後に学生の意志に反して学校からの推薦書を正式な内定日より前に求められた。
- ◆内々定後、懇親会や研修会などが頻繁に開催され、必ず出席するよう求められた。 など

大学等に求められる取組

- ○学生から相談があった際に適切な対応ができるよう、学内の相談窓口の周知などが必要。
- ○また、学生が安易に複数社に応募したり、いたずらに複数の内々定を保有し続けたりする ことがないよう誠意ある対応に努め、節度ある就職活動を実施する事が求められるため、 適切な指導をお願いします。

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントについて



概要

- ○セクハラ防止指針は、令和元年6月5日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第24号。以下「改正法」という。)に伴い改正されました。
- ○改正法により事業主が職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生 についても同様の方針を併せて示すことが望ましいこと。
- ○また、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、必要に応じて適切な対応を行うように努める ことが望ましいこと等が規定されました。
 - ⇒未だに悪質な就活セクハラ事案が見受けられるため、就活セクハラ防止を徹底する必要がある。

大学等で行われている取組の例

- ◆就活ガイダンス等において、ハラスメントにあった場合は大学へ相談するように伝え、実際に相談があった場合は、大学から企業へ申し入れを行う。
- ◆ハラスメントに遭わないよう十分注意して就活を行うよう、学生に対して一斉にメールを送信するなど、学生に対して注意喚起を行う。
- ◆ O B 訪問は、ある程度の距離を持つように学生にアドバイスし、不安があるときは大学に連絡するように伝える。
- ◆学生からの相談を受けた場合には、同じ企業の選考を受けている学生に対し注意喚起を行うことで未然に被害を防止する。
- ◆学生から相談を受けた場合には、カウンセラーによる学生の心のケアを実施する。 など

厚生労働省と文部科学省の取組

(厚生労働省) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 24824.html

- ○就活ハラスメント防止対策関係セミナー(出前講座)の実施⇒大学等に雇用機会均等課職員を派遣(オンラインも可)し、就活中にハラスメントにあわないため(あってしまったとき)にどうすればよいか、法令、対応のポイントや相談先等について解説
- ○就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリングの実施⇒今後の行政における相談対応、企業指導に活かしていくことため、非公表で就活生の抱える悩みや行政への希望などをヒアリング(文部科学省) https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000826838.pdf
- ○学生に対する就活ハラスメント関係の周知啓発 ⇒厚生労働省と連携し、SNS等での情報発信

学生に対し学内の相談部署の周知、学生からの相談への 適切な対応をお願いします。

また、<u>都道府県労働局等に設置されている「総合労働相談</u> <u>コーナー」も</u>適宜活用・連携し対応をお願いします。

【厚生労働省HP「<mark>総合労働相談コ</mark>ーナー」〕

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

企業等の学生に対するハラスメントでお困りの際には





就職活動やインターンシップ中の ハラスメントに関するお悩みは 都道府県労働局にぜひご相談ください!

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用 環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者 と一緒にご相談いただくことも可能です)。

相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。

- ●就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業主への助言
- ●就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

~就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント~

①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。

過去の就活セクハラの事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行為、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるといったことがありました。こういった不適切な要求等に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の合否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)

②早い段階で相談を!

OB・OG訪問を含めて、就職活動の際に、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るためにも1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部 (室) などに早い段階で相談することをお勧めします。

▶▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香 川	087-811-8924
青 森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京 都	075-241-0504	愛 媛	089-935-5222
岩 手	019-604-3010	新 潟	025-288-3511	大 阪	06-6941-8940	高 知	088-885-6027
宮 城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵 庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋 田	018-862-6684	石 川	076-265-4429	奈 良	0742-32-0210	佐 賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福 井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長 崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山 梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨 城	029-277-8295	長 野	026-223-0551	島根	0852-31-1161	大 分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐 阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広 島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼 玉	048-600-6210	愛 知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖 縄	098-868-4380
千 葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳 島	088-652-2718		回数医回

相談は無料です。<mark>匿名でも大丈夫です</mark>。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。 受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

「恋人がいるのか」と聞かれた 性的な言動に対して 担否・抵抗したら、 内定を取り消された オンライン面接の時 に「全身を見せて」と言われた

- ★「これってハラスメントかも?」と思ったらどんなことでもご相談ください。★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



(※) 助言内容(例)

- ○事業主自らと労働者も、就活生等に対する言動について、セクハラ等が起きないよう、必要な注意を払うよう努めること。
- ○職場において就活生等に対する言動についても、セクハラ等を行ってはならない方針を明確に示すこと。
- ○セクハラ等に類する相談があった場合には、雇用する労働者への措置を参考に、必要に応じて適切に対応すること。等
- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業主への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部(室)に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどについては、法律等に基づき、行っては ならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されて います。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を!

貸与型奨学金の返還支援制度



卒業生が奨学金を無理なく返還できるよう、日本学生支援機構(JASSO)などでは以下の取組を進めています。

1.「JASSO」月々の返還負担を軽減します!

※日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301 9:00~20:00 月曜日~金曜日(土日祝日年末年始除く)

返還が難しくなったら、まずはJASSOに相談することが大切です。

新卒者については、証明書類の提出が不要です

災害、傷病、経済困難などで奨学金を返還できないときは以下の制度を利用できます。 ※返還すべき元金や利子の総額は変わりません。

●減額返還制度

減額すれば返還を継続できるという人は、月々の返還金額を、

2分の1または3分の1に減らすことができます。その分、返還期間が延長されます。



●返還期限猶予制度

月々の返還を猶予することができます。その分、返還完了までの期間が延長されます。

延長一定期間を 猶予当初の返還金額と期間猶予期間の分だけ期間が延びる 詳しい制度の内容はこちらからご覧ください。



日本学生支援機構HP

2. 「地方公共団体※」 奨学金の返還を支援しています!

※実施数:33府県、487市町村(今和3年度時点)

地方公共団体が指定する地域企業へ就職する等の要件を満たすことで、地方公共団体が奨学金の返還を支援する地方創生の取組が全国に広まっています。

- (例)・3年間認定企業で就業することで 返還額の2分の1を支援。
 - ・県内に居住、就業することで総額100万円を支援。 など



奨学金返還支援に 取り組む地方公共 団体はこちらから ご覧ください。

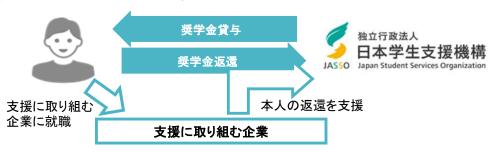


内閣府特設HP

3.「企業※」奨学金の返還を支援しています!

奨学金を受けていた社員に対して、奨学金の返還を支援してくれる企業があります。

- (例)・一定の勤続年数を満たした 社員の返還額を支援。
 - ・20代の若手社員の返還を支援 など



奨学金返還支援 に取り組む企業は こちらからご覧くだ さい。

※実施数:320社(令和4年3月末時点)



日本学生支援機構HP

学生の修学状況(中退者・休学者)等に関する調査(令和3年度末時点)

◆ 調査対象 : 全国の国公私立大学(短期大学を含む)及び高等専門学校(回答率96.0%)

◆ 調査時点:令和3年度末時点

◆ 調査趣旨: 各大学等における経済的に困難な学生に対する支援状況や中途退学者・休学者の状況等について調査

1. 令和4年度前期の授業料の納付猶予・減免の実施状況について

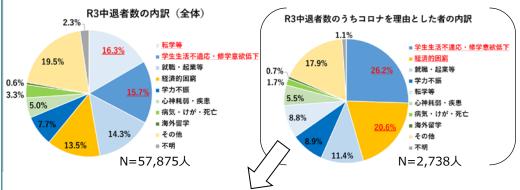
- ○令和3年度に引き続き、令和4年度前期についても各大学等において授業料の納付猶予や、大学独自の授業料等減免を実施予定。
- ・全体の95.6%の大学等において**前期分の授業料の納付猶予を実施又は実施予定**。(全体の75.6%の大学等で納付期限を7月以降に設定。)
- ・高等教育の修学支援新制度に加え、全体の53.6%の大学等において、経済的に困難な学生を対象とした各大学等による独自の授業料等減免 を実施又は実施予定。

2. 中途退学者の状況(1年間の状況を比較)

○中退者数の割合は、令和3年度は令和2年度と変化はないが、コロナが理由であると判明している中退者数の割合は、令和2年度と比べて若干増加している。

大学 (大学院生 含む)	R3年度 (4月~3月)	R2年度 (4月~3月)	R元年度 (4月~3月)
中退者数	57,875人 (2,738人)	57,913人 (2,024人)	74,129人
学生数に 占める中退 者数の割合	1.95% (0.09%)	1.95% (0.07%)	2.50%

- ※R2年度、R元年度の数値は過去の調査結果より引用
- ※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものだと回答があった者の数/割合



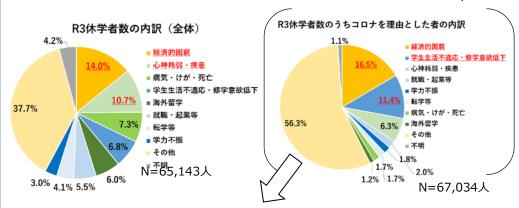
- ○中退者のうち**コロナを理由とした者**の内訳としては、令和2年度と比べ、
- ・学生生活不適応・修学意欲低下は増加(+2.7ポイント(R2:23.5%))
- ・経済的困窮は減少(-9.8ポイント(R2:30.4%))

3. 休学者の状況(1年間の状況を比較)

○休学者数の実数及び割合は、令和3年度は令和2年度に比べて減少しているが、コロナが理由であると判明している休学者数の割合は、令和2年度と比べて若干増加している。

大学 (大学院生 含む)	R3年度 (4月~3月)	R2年度 (4月~3月)	R元年度 (4月~3月)
休学者数	65,143人 (5,451人)	67,034人 (4,627人)	72,287人
学生数に 占める休学 者数の割合	2.19% (0.18%)	2.26% (0.16%)	2.45%

- ※R2年度、R元年度の数値は過去の調査結果より引用
- ※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものだと回答があった者の数/割合



- ○休学者のうち**コロナを理由とした者**の内訳としては、令和2年度と比べ、
- ・学生生活不適応・修学意欲低下は増加(+2.9ポイント(R2:8.5%))
- ・経済的困窮は横ばい (+0.2ポイント (R2:16.3%))